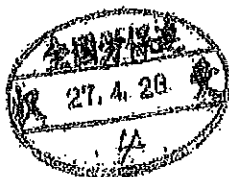




職保発 0427 第2号
平成 27 年 4 月 27 日

一般社団法人全国労働保険事務組合連合会会長 殿



厚生労働省職業安定局雇用保険課長

平成 27 年度における雇用保険関係手続の電子申請の推進について

平素より、雇用保険関係業務の運営に格段の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、電子申請の推進については、「世界最先端 IT 国家創造宣言」(H26. 6. 24 IT 総合戦略本部改定)において、「2021 年度までにオンライン利用率を 70% 以上に向上する」こととされ、また、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(H26. 4. 1 GIO 連絡会議決定)を受けて策定することとなっている平成 26 年度から 28 年度までの改善取組計画において、平成 28 年度までに、「雇用保険被保険者資格取得届及び雇用保険被保険者資格喪失届：20%」、「高年齢雇用継続基本給付金の申請：10%」とする目標が設定されているところです。

平成 27 年 2 月末現在における平成 26 年度のオンライン利用率は、「雇用保険被保険者資格取得届：10.0% (25 年度：7.4%)」、「雇用保険被保険者資格喪失届：9.3% (25 年度：6.7%)」、「高年齢雇用継続基本給付金の申請：3.7% (25 年度：2.5%)」となっており、貴連合会の御協力のもと、着実に電子申請の利用が増加しているところです。

すでに、電子申請の推進に向け、平成 26 年 11 月 19 日付け職保発 1119 号第 3 号「雇用保険関係手続における電子申請の更なる利用促進について」により貴連合会の御協力を依頼しているところですが、雇用保険関係手続における電子申請の一層の利用促進を図るため貴連合会に関するものとして下記について講じることにしましたので、貴連合会におかれては、より一層の御理解・御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

○ 電子証明書の見直し

労働保険事務組合においては、労働保険事務組合の長が指定する者（同一労働保険事務組合の職員等とする）個人の公的個人認証カードによる電子証明書の利用も可能とするが、この場合には、別紙の「労働保険事務組合の長が指定する者個人の電子証明書の利用届」を電子申請の都度、添付すること。

(別紙)

労働保険事務組合の長が指定する者個人の電子証明書の利用届

平成 年 月 日

○労働保険事務組合の名称 _____

○労働保険事務組合の所在地 _____

○労働保険事務組合の長の氏名 _____ 印

私は、雇用保険関係手続の電子申請にあたり、下記の者（同一労働保険事務組合の職員）個人の電子証明書を用いて申請することとします。

記

○氏 名 _____

○労働保険事務組合の名称 _____

○役 職 _____